



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 10 日 (金)
号外第 53 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程 (8) (人事企画課)	2
-------	--	---

訓 令

鳥取県訓令第8号

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程を次のように定める。

平成28年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号。以下「旅費条例」という。）第29条、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。）第7条第2項及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第4条の規定による職員の外国旅行の旅費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「職員」とは、旅費条例第1条に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）並びに知事等給与条例第1条に規定する職員及び教育長（以下「特別職の職員」という。）をいう。

(外国旅行における宿泊料等の取扱い)

第3条 職員の外国旅行における日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、宿泊料について必要な額に増額調整することができる。

- (1) 主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている場合
- (2) 公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定される場合であって、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるとき
- (3) 旅行先の宿泊施設の料金及び安全確保等の実情により、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められる場合
- (4) 旅行の直前に命令された旅行又は急な命令の変更のあった旅行において、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められる場合

3 職員は、外国旅行における宿泊施設の利用において、次に掲げる事項に注意するものとする。

- (1) インターネットを利用する等して、旅行先の宿泊施設に関する最新の情報を可能な限り直接収集し、経済的な宿泊施設の選定に努めること。
- (2) 旅行代理店に宿泊施設の予約の代理、取り次ぎ又は媒介を依頼する場合には、あらかじめ第1項に規定する宿泊料の額を示し、原則として宿泊料金が当該金額の範囲内である宿泊施設を選定するように指示すること。
- (3) 前号の依頼の際には、旅行用務の内容及び旅行先の宿泊施設の実情等を勘案し、合理的と認められる範囲で、宿泊施設の設備、衛生管理、立地その他の条件について必要な水準が確保されていることを確認するとともに、複数の旅行代理店から見積りを徴する等の方法により、適正価格の把握に努めること。

(外国旅行の航空賃の取扱い)

第4条 職員の外国旅行における航空賃は、別表第2に定める旅客運賃の範囲内の実費額とする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、別表第3に定める旅客運賃の範囲内において増額調整することができる。

- (1) 長時間の航空旅行であって、到着後直ちに用務があること又は職員の健康上の理由により、航空旅行に伴う身体的な負担を軽減しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合
- (2) 賓客に同行する旅行において同じ客室に搭乗しなければ、公務遂行に支障をきたすおそれがある場合
- (3) 公用の携帯手荷物が重量制限を超過する場合であって、加算額を勘案すると上位の級の旅客運賃によることが経済的であるとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、職員が前項に規定する旅客運賃を超える航空旅行をすることがやむを得な

いと認められる場合

(手続等)

第 5 条 旅行命令権者は、一般職の職員について、第 3 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により増額調整を行う場合には、人事企画課長（知事部局の職員以外の職員にあっては、各任命権者又はその指定する者）に協議するものとする。

2 特別職の職員について第 3 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により増額調整を行う場合において、その必要性の判断について疑義がある場合には、人事企画課長に協議する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	日 当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）				食 卓 料 （一夜につき）	
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
特別職の職員	知事及び副知事	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円
	教育委員会の委員等	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
	その他	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
一般職の職員	7 級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
	6 級以下 3 級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円
	2 級以下の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	16,100円	13,400円	10,800円	9,700円	4,800円

備考

- 「教育委員会の委員等」とは、教育委員会の委員（教育長を含む。）、選挙管理委員会の委員、監査委員、人事委員会の委員、労働委員会の委員及びあっせん員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、公安委員会の委員並びに病院事業管理者をいう（以下同じ。）。
- 「その他」とは、特別職の職員のうち、知事、副知事及び教育委員会の委員等を除く職員をいう（以下同じ。）。
- 「何級の職務」とは、職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない一般職の職員については職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和 45 年鳥取県人事委員会規則第 25 号）第 15 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定によりこれに相当するものとされる職務をいう（以下同じ。）。
- 「指定都市」とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域をいう。
- 「甲地方」とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域（国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「支給規程」という。）第 17 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する北米地域、欧州地域及び中近東地域をいう。）のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リト

アニア、ルーマニア及びロシア並びに指定都市を除いた地域をいう。

6 「丙地方」とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域(支給規程第17条第4号、第5号、第7号及び第8号に規定するアジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域をいう。)のうち、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ並びに指定都市を除いた地域をいう。

7 「乙地方」とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分		旅客運賃が 4 等級に区分される国際線の場合 (ファーストクラス・ビジネスクラス・上級エコークラス・エコノミークラス)	旅客運賃が 3 等級に区分される国際線の場合 (ファーストクラス・ビジネスクラス・エコノミークラス)	旅客運賃が 2 等級に区分される国際線の場合 (ビジネスクラス・エコノミークラス)	
特別職の職員	知事及び副知事	最上級の直近下位の旅客運賃 (ビジネスクラス)	最上級の直近下位の旅客運賃 (ビジネスクラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	
	教育委員会の委員等	最上級の二級下位の旅客運賃 (上級エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	
	その他	特定航空旅行の場合	最上級の二級下位の旅客運賃 (上級エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)
		特定航空旅行以外の場合	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)
一般職の職員	7 級以上の職務にある者	最上級の二級下位の旅客運賃 (上級エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	
	6 級及び 5 級の職務にある者	特定航空旅行の場合	最上級の二級下位の旅客運賃 (上級エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)
		特定航空旅行以外の場合	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)
	4 級以下の職務にある者	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	最下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	下級の旅客運賃 (エコノミークラス)	

備考 「特定航空旅行」とは、本邦とインドネシア、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ハワイ諸島、グアム、ウラジオストク、ハバロフスク及びユジノサハリンスク以外の地域との間の航空旅行並びに一の旅行区間における所要航空時間が 8 時間以上の航空旅行をいう(以下同じ)。

別表第 3 (第 4 条関係)

区 分	旅客運賃が 4 等級に区分される国際線の場合 (ファーストクラス・ビジ	旅客運賃が 3 等級に区分される国際線の場合 (ファーストクラス・ビジ	旅客運賃が 2 等級に区分される国際線の場合 (ビジネスクラス・エコノ
-----	--	--	--

		ネスクラス・上級エコー ミークラス・エコーミーク ラス)	ネスクラス・エコーミーク ラス)	ミークラス)	
特別職 の職員	知事及び副知事	—	—	上級の旅客運賃 (ビジネスクラス)	
	教育委員会の委員等	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	上級の旅客運賃 (ビジネスクラス)	
	その他	特定航空旅 行の場合	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	上級の旅客運賃 (ビジネスクラス)
		特定航空旅 行以外の場 合	最上級の二級下位の旅客 運賃 (上級エコーミークラス)	—	—
一般職 の職員	7 級以上の職務にある 者	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	上級の旅客運賃 (ビジネスクラス)	
	6 級及び 5 級の職 務にある 者	特定航空旅 行の場合	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	最上級の直近下位の旅客 運賃 (ビジネスクラス)	上級の旅客運賃 (ビジネスクラス)
		特定航空旅 行以外の場 合	最上級の二級下位の旅客 運賃 (上級エコーミークラス)	—	—
	4 級以下の職務にある 者	最上級の二級下位の旅客 運賃 (上級エコーミークラス)	—	—	